

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		試行雇用奨励金（季節労働者等トライアル雇用奨励金）（20-084）				
実施主体		都道府県労働局（積雪寒冷地における13道県労働局）				
事業概要		季節労働者や日雇労働者等を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、試行雇用奨励金を支給することにより、再就職の緊急性が高い季節労働者や日雇労働者等の雇用確保を図ることを推進				
年度		平成17	18	19	20	21
予算額 (千円)		—	10,500	91,476	174,804	30,156
目標と 評価	目標	—	—	① 常用雇用移行率 75%以上 (季節労働者) ② 常用雇用移行率 60%以上 (日雇労働者)	① 常用雇用移行率 75%以上 (季節労働者) ② 常用雇用移行率 65%以上 (日雇労働者等) ③ トライアル雇用開始者数 (対前年度(16人)実績以上)	① 常用雇用移行率 65%以上 (季節労働者) ② 常用雇用移行率 65%以上 (日雇労働者等) ③ トライアル雇用開始者数 (対前年度実績以上)
	実績	—	—	① 未達成 (実績 50.0%) ② 達成 (実績 71.1%)	① 未達成 (実績 64.7%) 目標達成率 86% ② 達成 (実績 100%) ③ 未達成 (実績 14人) 目標達成率 88%	
	事業執行率	—	—	支給金額 (千円) 57% (362,711千円 / 631,457千円)	トライアル雇用開始者数 88% (14人 / 16人)	
	評価結果	—	—	D	C	

(注) 1 平成19年度における事業執行率及び評価結果は、試行雇用奨励金（中高年トライアル雇用奨励金）（20-045）を含めたものである。

2 平成20年度における事業執行率は、季節労働者と日雇労働者を足し合わせた数値であり、季節労働者のみの事業執行率（目標人数に対する開始者数の割合）は73%となっている。

〈調査結果〉

○ 事業執行率等（項目1（1）-ア関係）

本事業は、職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等について、これらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として実施するものである。「トライアル雇用事業実施要領（平成20年4月1日

厚生労働省職業安定局)」に基づき、

- i) 安定所に求職申込をしていること、
- ii) 要支援者（常用雇用への移行を前提とした一定期間の試行雇用により、適正・能力等について求人事業主との相互理解を深めることにより、安定的な就業の場の確保を図る必要がある者をいう）のうちの季節労働者（雇用保険法施行規則第113条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する地域に所在する事業所において、同項に規定する厚生労働大臣が指定する業種に属する事業を行う事業主に、季節的業務に従事する労働者として雇用され、当該年度の10月1日以降に離職した者のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第39条第2項に規定する特例受給資格者（当該受給資格に基づき特例一時金を受給した者を含む。）であって、トライアル雇用開始時に65歳未満である者）、
- iii) 就職困難者（その受入れや職場適応等について事業主側の不安感・負担感に特に配慮しつつ、必ずしも常用雇用への移行を前提としない一定期間の試行雇用により、当該事業主に当該求職者層の知識や雇用経験を持たせ、その受入れ等についての不安感等を除去し、以後当該求職者層の雇用に取り組むきっかけ作りを進める必要がある者をいう）のうちの日雇労働者（日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者として雇用されることを状態とする者）及び住居喪失不安定就労者（安定した居住の場を有せず、終夜営業のインターネットカフェ等の施設を主として起居の場とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者）、

であって、トライアル雇用を経ることが適当であると安定所の長が認める者を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、試行雇用奨励金を支給する制度である。

今回、5労働局（宮城、東京、石川、広島及び福岡）における業務の実施状況について調査した結果、下表のとおり、いずれも実績が低調となっている。この理由について、厚生労働省は、①季節労働者については、季節的な業務から一般の業務への移行にためらう者が多いとの調査結果があること、②日雇労働者については、大半がトライアル雇用から常用雇用を目指すことを好まないためとしている。

表 季節労働者等トライアル雇用奨励金の実績

（単位：人、千円）

区 分	平成19年度			20年度		
	トライアル雇用開始者数	支給対象者数	支給金額	トライアル雇用開始者数	支給対象者数	支給額
季節労働者	15	0	0	11	12	1,170
日雇労働者	1	1	120	0	0	0
住居喪失不安定就労者	—	—	—	3	1	120

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
- 2 季節労働者（平成19及び20年度）及び日雇労働者（平成19年度）の実績は、いずれも北海道労働局分である。
- 3 住居喪失不安定就労者は、平成20年度から対象となっている。
- 4 住居喪失不安定就労者の平成20年度の実績は、石川労働局分である。